

第十六号書式 (昭43蔵令52・全改、昭46蔵令61・平6蔵令11・令元財令5・一部改正)

	番 号 年 月 日
日本銀行「何」店あて	
(資金前渡官吏 資金前渡官吏代理 分任資金前渡官吏 分任資金前渡官吏代理)	官職 氏名 印
取 引 関 係 通 知 書	
(官職氏名)は、本日付けをもつて、貴店との間に現金の預託に関する取引を開始するので通知します。	
(理 由)	
(附 記)	
日本銀行「何」店受付 年 月 日	

備 考

- (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- (2) 通知書を作成するときは、不用の文字を抹消するものとする。
- (3) 第24条第1項の規定により資金前渡官吏等の異動があつた場合において作成する通知書には、前任の資金前渡官吏等の官職及び氏名を附記するものとする。
- (4) 第24条第2項の規定により作成する通知書には、資金前渡官吏代理又は分任資金前渡官吏代理(資金前渡官吏代理又は分任資金前渡官吏代理が作成するときは、資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏)の官職及び氏名を附記するものとする。
- (5) 第24条第4項の規定により残務を引き継ぐべき資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏が定められた場合において作成する通知書には、廃止される資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏の官職及び氏名並びに当該残務を引き継ぐべき資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏の代理官(残務を引き継ぐべき資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏の代理官が作成するときは、資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏)の官職及び氏名を附記するものとする。